

令和8年度 保育施設利用のご案内

(令和8年4月～令和9年1月入所分)

令和7年10月発行



本冊子は令和7年10月1日時点の情報をもとに作成しています。内容が変更になる場合は、区ホームページにてお知らせいたします。予めご了承ください。



お問い合わせ先

目黒区 子ども若者部 保育課 保育施設利用係
〒153-8573
目黒区上目黒2丁目19番15号(目黒区総合庁舎本館2階)
TEL.03-5722-9868～9(直通)

ver.3

目次

はじめに.....	1
お申込みについて.....	3
1 お申込みから入所までの流れ.....	3
2 年間スケジュール.....	5
3 お申込みに必要な書類.....	6
4 お申込み方法.....	15
5 育児休業中のお申込み.....	17
6 区外からのお申込み.....	19
7 転所（転園）のお申込み.....	21
8 延長保育のお申込み.....	22
9 令和8年4月入所について.....	23
10 特別な支援を要するお子様のお申込み.....	26
11 お申込みの取下げ.....	26
利用調整について.....	27
1 利用調整とは.....	27
2 利用調整基準指数等.....	29
3 延長保育利用調整基準指数等.....	34
4 結果通知.....	35
5 内定辞退.....	35
施設一覧.....	36
1 公立認可保育園.....	36
2 私立認可保育園.....	43
3 小規模保育施設（地域型保育事業）.....	44
4 事業所内保育施設（地域型保育事業）.....	46
5 家庭福祉員（保育ママ）.....	47
6 幼稚園型認定こども園.....	49
認可保育所等の利用者負担額（保育料）.....	52
1 無償化の動向.....	52
2 認可保育所等の利用者負担額（保育料）.....	52
3 延長保育料の納付.....	54
4 延長保育料の減額.....	55
5 延長保育料の免除.....	56
6 認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表.....	57
よくあるご質問.....	58
その他の保育施設等.....	60
1 東京都認証保育所.....	60
お問い合わせ先一覧.....	61

はじめに

本誌には、保育施設のお申込みに関する手続きについて、重要なことや注意していただきたいことを数多く掲載しています。必ずお読みいただき、内容をご理解いただいた上で保育施設利用のお申込みを行ってください。また、内容が多岐に渡りますので、目次をご活用ください。

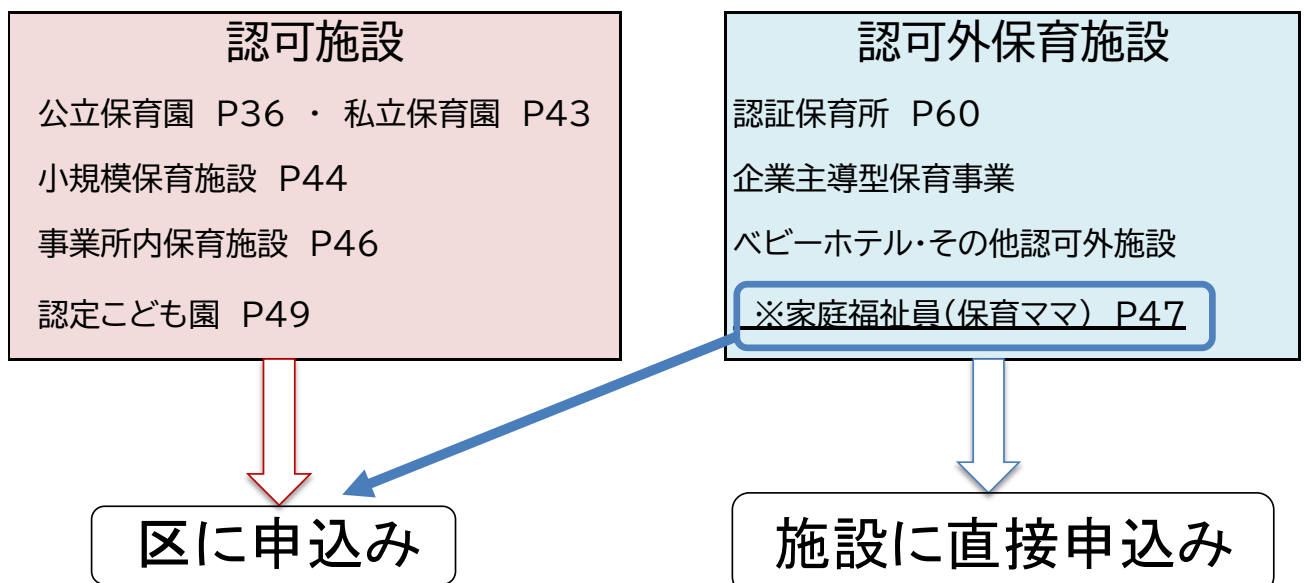
保育施設利用のお申込みができるのは、保護者のいずれもがお仕事により保育ができない等の「保育を必要とする事由」によって、お子様の保育を必要とする状態にあるご家庭のみとなりますので、お子様に集団保育を経験させたいという理由だけではお申込みいただけません。

また、目黒区保育課で利用調整を行う保育施設と、東京都認証保育所及び幼稚園の二重在籍はいかなる理由があってもできません。

保育所の種類

保育所には、認可施設と認可外施設があります。

保育所



※家庭福祉員(保育ママ)は認可外施設に該当しますが、利用調整は区で行います。

各施設の詳細は36ページ「施設一覧」をご参照ください。

認可外保育施設等は、目黒区保育課ではお申込みの受付や利用調整の実施はしていないため、目黒区保育課を通さずに直接各施設にお申込みください。60ページ「その他の保育施設等」に情報を掲載しています。

【令和8年度クラス年齢早見表】

クラス年齢	生年月日
5歳児	令和 2年（2020年）4月2日～令和 3年（2021年）4月1日
4歳児	令和 3年（2021年）4月2日～令和 4年（2022年）4月1日
3歳児	令和 4年（2022年）4月2日～令和 5年（2023年）4月1日
2歳児	令和 5年（2023年）4月2日～令和 6年（2024年）4月1日
1歳児	令和 6年（2024年）4月2日～令和 7年（2025年）4月1日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～

※保育施設のクラスは、4月1日の満年齢で決まります。

※年度途中に誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

【動画配信】

保育施設入所に関して、動画の配信をしております。

下記二次元コードをお持ちのスマートフォン等で読み取っていただき、「保育施設利用のご案内（窓口配布用）」のページから、「令和8年度保育施設利用申込案内」の動画をご視聴ください。ページをスクロールすると該当動画がございます。

また、本誌「令和8年度 保育施設利用のご案内」も併せてご覧ください。



（保育施設利用のご案内（窓口配布用））

お申込みについて

1 お申込みから入所までの流れ

教育・保育給付認定申請

申請内容を審査後、「支給認定証」を交付します。



利用申込み

2月、3月入所分の利用調整はありません。

※FAX、電子メール等による受付は行っておりません。

※郵送・オンラインの際は、各締切日が前倒しになります（5ページ参照）。郵送の際は、保育所入所申込郵送受付チェックシート兼同意書とともにお願いします。



調査

- 提出書類の内容を確認し、不明な点について調査を行います。
- 必要に応じて、担当者が自宅や勤務先等へ電話や訪問等による実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 証明書類や申告書等、お申込み内容に虚偽があった場合は利用調整の対象となりません。



利用調整

- 定員に空きがある場合に利用調整を行います。
- 保育の必要性を「利用調整基準指数」に基づき指数化します。指数の高い方から順に保育施設利用内定となります（先着順、抽選ではありません）。



内定

- 結果通知はご自宅に郵送します。
- 内定した保育施設から面談と健康診断の日程をお知らせします。



面談・健康診断

- 内定した保育施設等で面談と健康診断を行います（面談時に支給認定証の提示が必要です）。
- 入所日までに面談と健康診断が終了していない場合、保育施設に通所できません。
- 面談と健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断されたときは、入所できない場合があります。



入所

- 面談と健康診断の結果、集団保育が可能と判断されたときに、利用が認められます。
- 入所は原則毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。
- 入所してしばらくの間は、お子様が少しずつ保育施設での生活に慣れていくための「慣れ保育」にご協力ください（慣れ保育の期間はお子様の状況によって異なります）。
- 入所月に1日も利用しない場合は、入所後であっても退所となります（延長保育料等については、月額料金を徴収します）。
- 休所届の提出がなく月に一度も利用がなかった場合は退所となります。また、休所期間（最長3か月）を超えて登園がなかった場合も退所となります。

2 年間スケジュール

入所希望月	窓口受付締切日 17:00 必着	結果発表日（予定）
令和8年 4月 入所 【1次利用調整】	12月1日（月）	2月2日（月）
4月 入所 延長保育 【2次利用調整】	2月13日（金）	3月5日（木）
5月 入所 延長保育	4月9日（木）	4月22日（水）
6月 入所 延長保育	5月8日（金）	5月21日（木）
7月 入所 延長保育	6月9日（火）	6月22日（月）
8月 入所 延長保育	7月9日（木）	7月23日（木）
9月 入所 延長保育	8月7日（金）	8月21日（金）
10月 入所 延長保育	9月7日（月）	9月18日（金）
11月 入所 延長保育	10月9日（金）	10月23日（金）
12月 入所 延長保育	11月9日（月）	11月20日（金）
令和9年 1月 入所 延長保育	12月1日（火）	12月14日（月）
2月（延長保育のみ）	1月6日（水）	1月15日（金）
3月（延長保育のみ）	2月5日（金）	2月18日（木）

※2月・3月入所はありません。

※郵送・オンライン受付の締切日は下記のとおりです。

- ・4月入所（1次利用調整）11月26日（水）必着
- ・4月入所（2次利用調整）2月9日（月）必着
- ・それ以外の各月は窓口受付締切日の3開庁日前必着

※区内での郵送もお時間がかかります。日程には余裕をもってご提出ください。

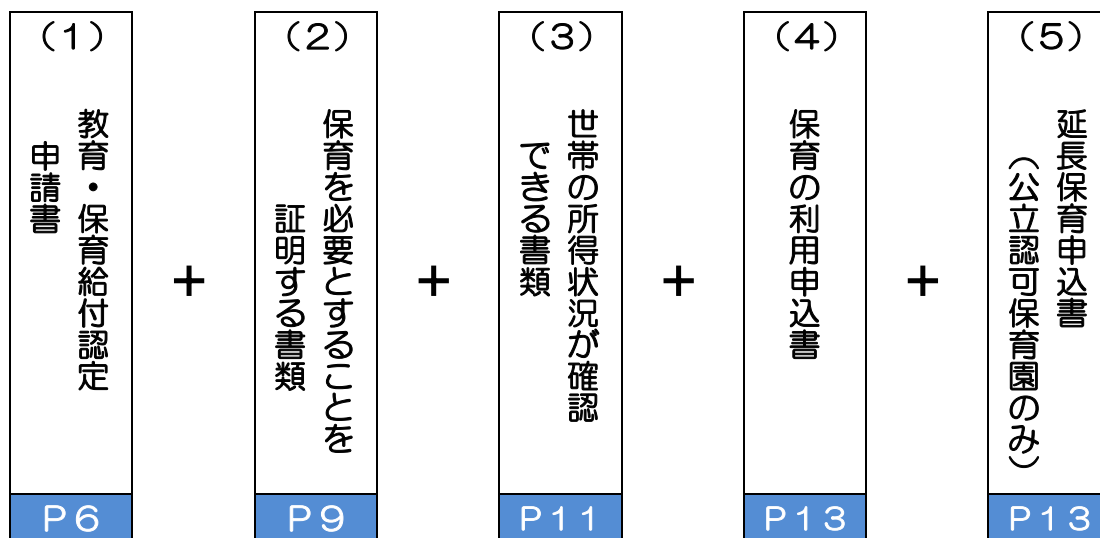
※2月6日（金）にホームページにて、4月1次利用調整の内定辞退等を反映させた最新の空き状況を公開する予定です。

3 お申込みに必要な書類

必要書類は保育課の窓口にご用意しております。また、目黒区のホームページからもダウンロードが可能です。



(保育に関する申請書)



(1) 教育・保育給付認定申請書

① 教育・保育給付認定

保育施設への入所を希望する場合、「教育・保育給付認定」(以下、「認定」といいます。)を受ける必要があります。このため、保育の利用申込みと同時に認定の申請を行う必要があります。認定後、支給認定証を郵送します。

発行された支給認定証は保育施設に関する手続き等で必要になりますので、大切に保管してください。

② 認定期間

認定期間は原則申請日からとなり、遡って認定を受ける事はできません。

なお、認定の有効期間が切れる前に再度認定の申請が必要です。

また、求職要件で入所した場合、在園できるのは2か月が限度で、2か月を経過しても、なお求職中の場合は退所となります。就労を開始する等、認定の要件を変更していただく必要があります。

保育を必要とする事由	認定有効期間
仕事をしている（月48時間以上）	事由がなくなるまで
疾病・心身に障害がある	事由がなくなるまで
虐待やDVのおそれがあり社会的擁護が必要である	事由がなくなるまで
出産をする	出産予定月をはさむ前後2か月（5か月以内）
親族の介護・看護をしている	事由がなくなるまで
日中に求職活動をしている（起業準備含む）	2か月以内
災害に遭い、復旧にあたっている	復旧終了まで
就学している（基本指数の細目に定める学校に限る）	保護者が退学・卒業するまで

③ 認定区分

対象児童の年齢により、2号認定（3～5歳児）と3号認定（0～2歳児）の2つに区分されます。

さらに、保育の必要量（父母の勤務先からの移動時間も含む）により「保育標準時間」（11時間までの保育利用時間）と「保育短時間」（8時間までの保育利用時間）に分かれます。認定区分によりお申込みできる保育施設が異なりますのでご注意ください。

私立認可保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設の保育短時間の利用時間は各施設にお問い合わせください。基本的にコアタイム以外は延長料金がかかります。

	認可保育園	小規模保育施設	事業所内保育施設 (地域枠)	家庭福祉員	認定こども園	
					中時間利用	長時間利用
保育標準時間	○	○	○	×	×	○
保育短時間	○	○	○	○	○	×

④ 個人番号（マイナンバー）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「教育・保育給付認定申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。

「教育・保育給付認定申請書」をご提出の際は、個人番号を記載していただくとともに、「個人番号確認」と「身元確認」が必要となります。次頁の表のとおり、本人確認書類をご持参及びご同封ください。代理で申請される場合は、代理権の確認書類（委任状等）及び代理人の身元確認書類が必要です。

本人 確 認 書 類	【 <u>1点のみ</u> で本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	個人番号カード	
	【<u>2点以上</u>で本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】 個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号の記載された住民票の写し等の個人番号がわかる書類と運転免許証等の身元確認がわかる書類をご持参及びご同封ください。 ※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	
	個人番号確認書類	身元確認書類
	・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ・通知カード（記載事項が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）	【顔写真付身分証明書（以下の書類から<u>1点</u>）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 【顔写真なし身分証明書（以下の書類から<u>2点</u>）】 ・公的医療保険の被保険者証又は資格確認書（健康保険資格喪失証明書含む）（記号番号と二次元コードにマスキングが必要） ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

⑤ 認定内容の変更

認定内容（保育を必要とする事由、保育の必要量、有効期間、氏名等）に変更が生じる場合、認定の変更手続きが必要です。変更後の状況が確認できる書類と併せて教育・保育給付認定申請書をご提出ください。

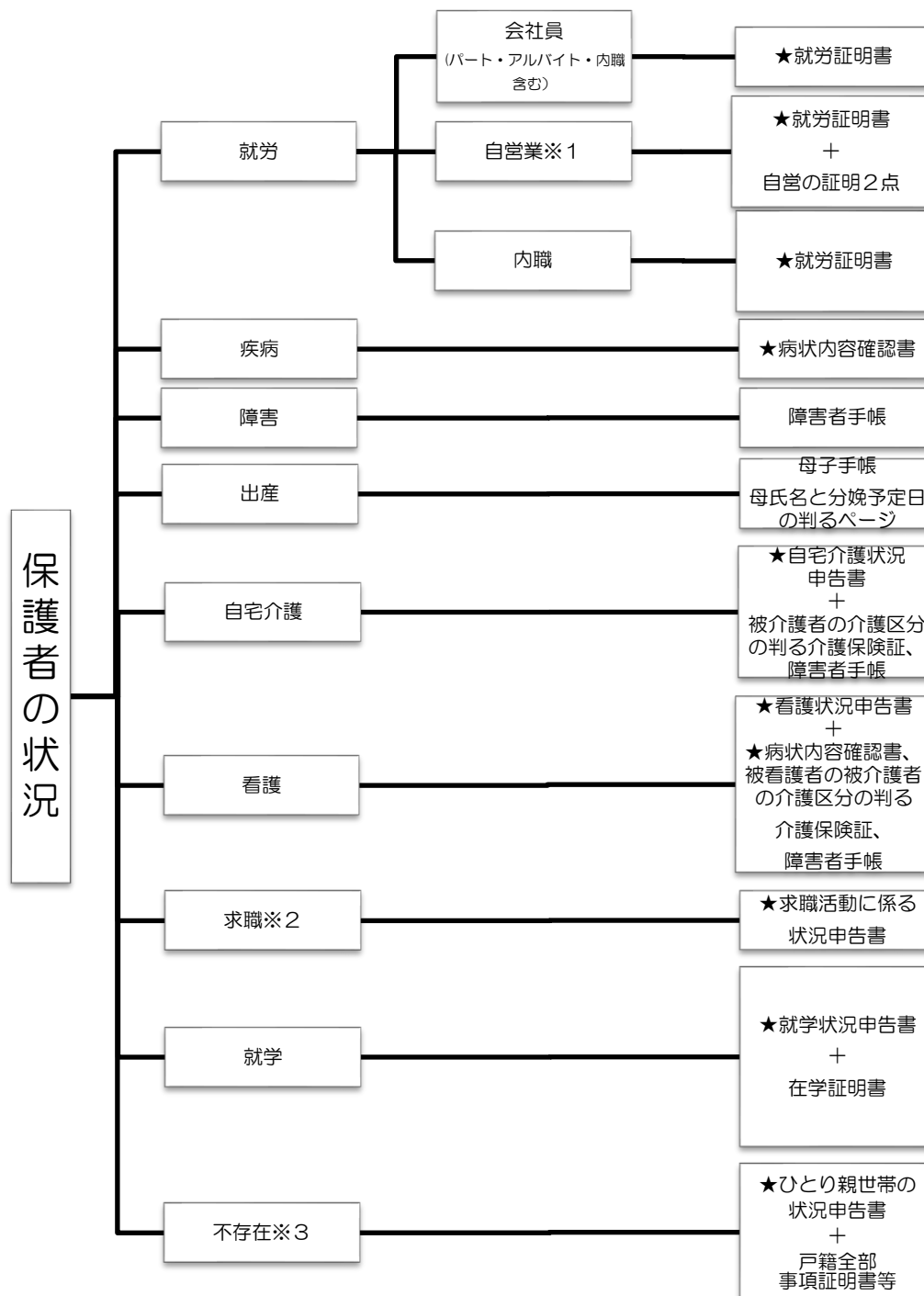
なお、既に3号認定を受けているお子様が満3歳になり、3号認定から2号認定に変更となる場合、認定内容の変更申請は不要です。

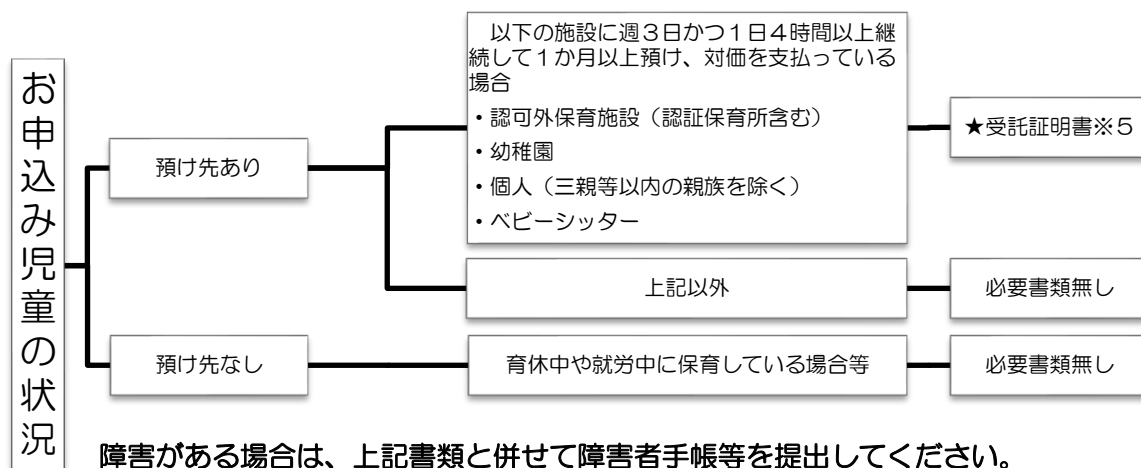
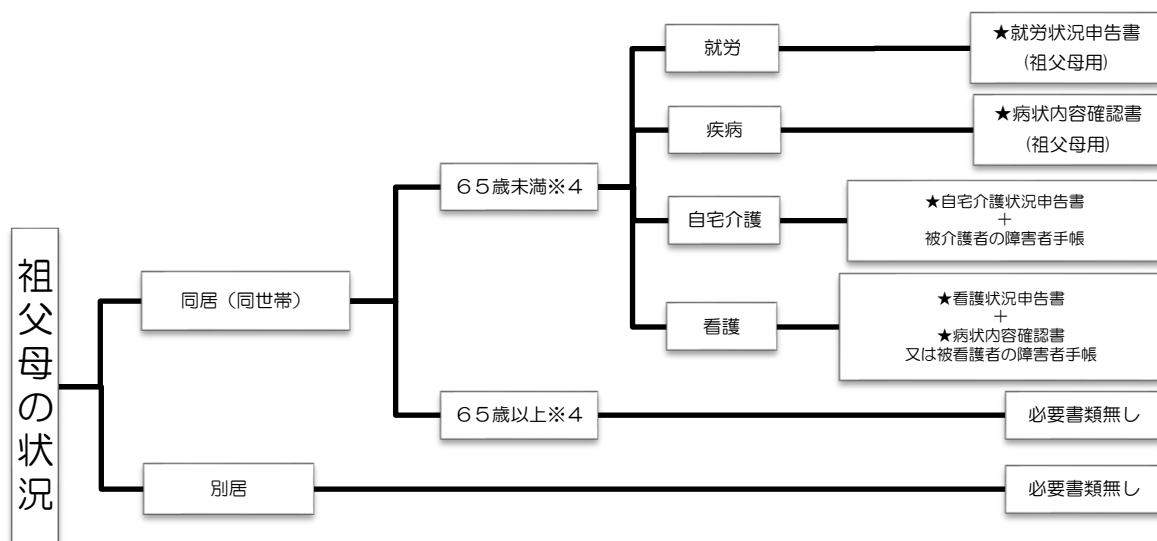
【認定内容の変更申請手続きが必要となる例】

- ア 「就労要件」で認定されたが、退職したので「求職要件」に変更する。
- イ 「求職要件」で認定されたが、就労を開始したので「就労要件」に変更する。
- ウ 「保育短時間」の認定だったが、8時間を超える保育が必要になったため、「保育標準時間」に変更する。
- エ 「求職要件」で認定されたが、2か月間の有効期間が終了するため、再度「求職要件」で申請する（在園児は2か月が限度）。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

各家庭の状況に応じて必要書類が異なります。以下のフローチャートを参考に、書類を揃えてご提出ください。**★がついているものは目黒区指定の様式での提出となります。**なお、父母それぞれの書類が必要です。





※1 自営業

- ・経営者がご自身でなく、配偶者の場合も自営業の取扱いとなります。
- ・自営業の方は就労証明書の他に以下の2点（表中①②）の書類の提出が必要です。

	経営者	明記されていることが必要な項目	提出書類
①自営の内容が確認できる書類	本人	自営の内容（会社名・職業）＋氏名＋所在地	下記のいずれか1点 ・法人の履歴事項全部証明書 ・開業届 ・営業許可証 ・ホームページ ・確定申告書（一表） ・業務（委任・請負）契約書
	配偶者	自営の内容（会社名・職業）＋配偶者の氏名＋所在地	
②直近の就労状況が確認できる書類	本人	自営による収入＋会社名＋氏名	下記のいずれか1点 （いずれも直近1ヶ月分） ・給与明細 ・預金通帳（名義と直近1か月の入金を確認できる頁の写し） ※電子通帳の場合は、上記内容がわかる画面の写し
	配偶者		

※2 求職

- ・求職中の方の認定期間は2か月間が限度となるため、2か月に一度、教育・保育給付認定申請書と求職活動に係る状況申告書をご提出ください(在園児は2か月が限度)。

※3 不存在

- ・ひとり親世帯の要件と必要書類は下表のとおりです。また、離婚調停中である事を証明する書類は、裁判所が発行するものが必要となります(弁護士による協議書等は不可)。

要件	父母の住所	必要書類	
死別	—	戸籍全部事項証明書	ひとり親世帯の状況申告書
未婚	別居	戸籍全部事項証明書	
離婚		離婚届の受理証明書	
離婚調停中		事件係属証明書	
行方不明	—	行方不明者届受理証明書	
拘禁		拘禁証明書等	

※4 65歳未満(以上)

- ・65歳の基準日は入所月の1日です。

※5 受託証明書

- ・個人等にお預けの場合、受託期間中の保育料領収書の写しも併せてご提出ください

(3) 世帯の所得状況が確認できる書類

令和7年9月～令和8年8月入所については令和7年度住民税情報(区市町村民税所得割額)が、令和8年9月～令和9年8月入所については令和8年度住民税情報が必要となるため、下記のとおり必要書類をご提出ください。

	令和7年9月利用調整～ 令和8年8月利用調整	令和8年9月利用調整～ 令和9年8月利用調整
住民税の課税証明 (課税自治体)	令和7年度 (令和7(2025)年1月1日の住所地)	令和8年度 (令和8(2026)年1月1日の住所地)
③該当者のみ (給与証明、源泉徴収票等)	令和6(2024)年1月分～ 令和6(2024)年12月分	令和7(2025)年1月分～ 令和7(2025)年12月分

① 目黒区で住民税の課税(非課税)決定がされている方

各年1月1日時点で目黒区に住民登録があり、目黒区で住民税の状況が確認できる場合、書類の提出は不要です。未申告の場合は、税務課にて住民税申告(決定)手続きを行ってください。

② 他の自治体で住民税の課税（非課税）決定がされている方

認定の手続きにおいて、個人番号を利用して住民税課税自治体に情報照会を行います。以下の表に該当する方は情報照会による確認が出来ませんので、状況に応じ「住民税課税（非課税）証明書」注1をご提出ください。

住民税が未申告の方	住民税課税自治体に申告を行い、「住民税課税（非課税）証明書」注1をご提出ください。 ※未申告の場合は選考対象外、又は利用調整上不利になります。
被扶養者の方	ご自身の税申告を出していないと未申告者として扱う自治体があります。その場合は情報照会による税情報の取得を行えず、選考上不利となりますので、締切日までに税申告のうえ、住民税非課税証明書をご提出ください。
目黒区に住民登録の無い方	個人番号が確認できる書類をご提出ください。
区外からお申し込みの方	「住民税課税（非課税）証明書」注1をご提出ください。（※特別徴収決定通知は不可）
出産予定のお申し込みの方	
その他、特別な事情により情報照会ができない方	

注1 記載項目に省略のない物

③ 海外に居住していた等、国内で住民税の課税権がなかった方

給与証明や源泉徴収票等1年間、国内外すべての収入が確認できる書類をご提出ください。

※2年連続非課税世帯

保育施設のお申し込みをされる際に、当該年度の住民税が非課税世帯かつ前年度の住民税も非課税世帯の場合は、利用調整で調整番号3「低所得」の加点がつきます。該当する場合は、前年度の非課税証明書（海外に居住していた等の場合は前々年中の収入が確認できる給与証明や収入申告書等）も併せてご提出ください。

ただし、当該年及び前年の1月1日時点で目黒区に住民登録があり、非課税の決定がされている世帯は提出不要です。未申告の場合は税務課で申告（決定）を行ってください。

(4) 保育の利用申込書

入所を希望する保育園や家庭状況、児童状況等をご記入ください。希望園は10園までご記入いただけます。入所月1日時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

(5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）

公立園で延長保育の利用を希望する方のみご提出ください。延長保育の利用を希望しない場合や入所を希望する園に公立認可保育園がない場合、提出は不要です。

両親分の「保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）」の提出が必要ですが、保育の利用申込みと併せてお申込みする場合、延長保育のお申込み用に別途ご用意いただく必要はありません。

既に公立認可保育園に在園している方で、お子様のお迎えをベビーシッター等に委託している場合、委託していることを証明する書類(契約書等)もご提出ください。

※詳細は22ページ「8 延長保育のお申込み」をご参照ください。

(6) お申込み内容の変更に必要な書類

お申込み有効期間内に、既に提出されている書類の状況（育児休業期間や就労状況、疾病・障害、介護・看護の状況、児童の保育状況等）に変更があった場合、状況が確認できる書類を各月の締切日以前（17：00 必着、郵送・オンライン可）にご提出ください。お申込み内容と入所時の状況が異なった場合、入所内定が取消となります。

【例】

変更事由	必要書類
希望園の変更	保育の利用申込変更届
保育を必要とする状況に変更	変更後の状況が確認できる書類（就労証明書等）
お子様の保育状況に変更	受託証明書

※ 希望する保育所等に入所できない時に育児休業の延長も許容できる場合の取り扱いから通常の手続きに変更する場合の必要書類は、18ページ（4）をご確認ください。

(7) 注意事項

① 締切日

必要書類は全て揃えて漏れなく記入し、締切日以前に余裕をもってお申込みください。ご提出いただいた書類に不備がある場合、お申込みをお受けできません。締切日以前に書類の提出がない場合や書類の内容に不備がある場合、利用調整で不利になるか選考対象外になります。また、お申込み締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整から反映されます。各月の締切日については5ページ「2 年間スケジュール」をご参照ください。

② 各種証明書類

証明書類は証明日が提出月当月、前月又は前々月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月より前のものは無効ですのでご注意ください。

就労先やお子様のお預け先等が複数ある場合、それぞれ証明書類を提出してください。「就労証明書」や「受託証明書」等の証明書類の記載内容等に整合性がない場合や不明な点がある場合、事業主やお子様の受託先に事実確認を行います。証明日時点で就労開始していない就労証明書、虚偽の証明や申告は無効となります。

③ 書類の返却について

一度提出された書類は返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。

④ 申込後の状況変更について

提出された書類の状況が、入所日まで継続するものとして利用調整を行います。申込から入所までの間に状況が変更となった場合、内定取消又は退所となります。例として、申込後に区外へ転出した場合、退職し求職中となった場合、転職し就労していない日が生じる場合、転職後の勤務時間が短くなる場合、育児休業を取得している会社に復職せず転職する場合、等がありますのでご注意ください。

4 お申し込み方法

(1) お申込み先

① 受付場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

② 受付日時

月曜日から金曜日（祝日を除く）8：30～17：00

(2) お申込み方法

① 窓口申込み

予約は不要です。必要事項を記入し、受付場所にお越しください。

お申込み締切日間際は窓口が大変混み合いますので、待ち時間が長くなる場合があります。お早めのご来庁を推奨しております。

② 郵送申込み

「保育所入所申込郵送受付チェックシート兼同意書」を区ホームページからダウンロードし、必要書類とともにお送りください。

【送り先】〒153-8573

目黒区上目黒2丁目19番15号

子ども若者部 保育課 保育施設利用係

③ オンライン申込み

国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」から行えます。
不足書類等もオンラインで追加提出できます。



（オンライン申請）

※FAX、電子メール等による受付は行っておりません。

※郵送・オンラインの際は、各締切日が前倒しになります。（5ページ参照）

(3) 有効期間

入所できなかった場合、お申込みの有効期間は申込書を提出した月から1年間です。有効期間中、希望施設に空きが出た場合は利用調整の対象となります。(内定、又は「保育所利用申込取下届」を提出した時点で申込書の有効期間は終了します。)

有効期間内に申込書や提出している書類の状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類をご提出ください。ご提出がないと利用調整には反映されません。

有効期間内に入所が決まらず、継続して入所を希望する場合は、再度お申込み手続きが必要です。

【例】

申込書を提出した月	お申込み有効期間	次回お申込み提出期限
令和7年10月	令和8年10月 利用調整まで有効	令和8年10月9日(金)
令和8年3月	令和9年1月 利用調整まで有効	令和8年11月末頃(未定) 令和9年度「保育施設利用の ご案内」をご確認ください

5 育児休業中のお申込み

(1) 原則

ご家庭でお子様の保育ができる状況にあることから、お申込みのお子様だけでなく兄弟姉妹の育児休業中であっても、利用調整の対象とはなりません。利用調整の対象となるのは、原則、復職日の属する月からです。

※ただし、復職日が1日の場合、復職日の属する月の前月から利用調整の対象となります。

【例】復職日が5月2日の場合、「5月入所」からお申込みが可能です。

※復職日が5月1日の場合の場合は復職日の前月（4月）の利用調整から対象となります。

(2) 例外

育児休業を短縮して入所月の翌月1日以前に復職できる場合は、入所のお申込みが可能です。

出産休暇又は育児休業中の場合の基本指数（育児を理由とした就学中の休学も含む）は、復職日時点の状況で認定するため、出産休暇又は育児休業を取得した勤務先に出産休暇又は育児休業を取得する前と同じ就労形態で復職することを前提とします。

よって、保育施設に入所した月の翌月1日以前に復職せず育児休業を延長した場合又は同じ勤務先及び同じ就労形態で復職せず退職や転職（部署や派遣先の変更は除く）をした場合、内定が取消となります。また入所後であっても退所となりますのでご注意ください。入所後、育児休業から復職した際は「復職証明書」の提出が必要です。

また、お申込期間中に育児休業期間を短縮して復職された場合又は育児休業期間を延長された場合、正しい期間が記載された「就労証明書」を再提出してください。

(3) 育児休業中の就労

育児休業給付金制度では、育児休業中においても月80時間を超えない範囲で就労することが認められています。しかし、主たる就労先で育児休業を取得している場合は、育児休業中とみなして指数を判断します。

(4) 希望する保育所等に入所できない時は、育児休業の延長も許容できる場合

保育の利用申込書の2ページ 家庭状況書にある育児休業の「□希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」にチェックをつけた場合のみ調整指数13を適用し、調整指数を▲40する等、より保育を必要とする方を優先して選考を行います。

上記の取り扱いを希望する方は、以下の内容をご確認ください。

- 「就労証明書」に育児休業取得期間が記載されており、締切日現在、育児休業を取得中の方のみの取り扱いとなります。
- 育児休業給付金については勤務先やハローワークにお問い合わせください。
- 上記取り扱いを希望し入所申込をしたが、通常の選考に変更を希望する場合は「保育の利用申込変更届」を各月の締切日までに提出してください。また、「就労証明書」の再提出が必要な場合もあります。

6 区外からのお申込み

(1) 申込区分

申込者の住所や勤務地等により、以下①～③の区分に分かれます。区分により、申込方法や提出書類、申込可能施設が異なりますのでご注意ください。

区分	住所等の状況	提出先	必要書類 (詳細は次ページをご確認ください)	<u>申込出来ない施設</u>
① 転入 予定者	目黒区への転入予定があり、締め切り日時点で転入予定の証明書類を提出できる方 <u>(注) 転入予定を証明する書類を締め切り日時点で提出できない場合、通過者となります。</u>	令和8年4月入所まで …居住自治体の保育担当窓口※1 令和8年5月入所以降 …目黒区保育課	目黒区の申込書類一式(転入に関する資料含む)及び居住自治体が求める書類 (令和8年5月入所から居住自治体の書類は不要)	※(令和8年1月入所までは認定こども園は <u>申込いただけません</u>)
② 通過者 <u>4月1次入所は申し込み不可</u>	目黒区への転入予定が無い方及び目黒区への転入予定が締め切り日時点で証明できない方	居住自治体の保育担当窓口※1	目黒区の申込書類一式及び居住自治体が求める書類	公立認可保育園、認定こども園、事業所内保育施設、家庭福祉員
③ 在勤・ 在学者	締め切り日及び入所月において父母どちらかの勤務先(通学先)が目黒区内である方	居住自治体の保育担当窓口※1	目黒区の申込書類一式及び居住自治体が求める書類	同上 (ただし、4・5歳児クラスのみ公立認可保育園への申込可。)

(※1) 居住自治体に提出する場合、目黒区の締切日時点で、提出された自治体からの協議が目黒区に到達している必要があります。居住自治体の保育担当窓口にご相談のうえ、余裕をもってお手続きください。
一部の管外協議を行っていない区市町村に限り、直接目黒区にお申込みいただく場合があります。居住自治体の保育担当窓口にご確認ください。

(2) 必要書類

●は目黒区様式です。目黒区公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

	必要書類
必須 (区分 ①～③ 共通)	保育の利用申込書●
	住民税課税(非課税)証明書(父母)・記載項目に省略のない物 令和8年4月入所～8月入所は令和7年度(令和6年中の収入分) 令和8年9月入所～令和9年1月入所は令和8年度(令和7年中の収入分) 当該年度、国内に住民登録が無かった場合には、海外での収入を含む当該年の収入を証明する資料のご提出が必要です。詳細は11ページをご確認ください。
	保育を必要とすることの証明書類(父母)● (就労証明書、病状内容確認書など。詳細は9ページをご確認ください。)
転入 予定者 のみ	転入誓約書● 建物の売買契約書(土地のみ不可)、賃貸借契約書の写し、又は転入同意書●(区内の親族宅に転入する場合) <u>(注) 売買または賃貸の契約書は、すでに契約済のものに限ります。双方の押印に加え、引き渡し日又は契約期間が明記されており、入所月1日以前に居住可能であることが確認できる必要があります。</u>
その他	受託証明書●…認可外保育所等に受託し、すでに復職している場合
	祖父母が保育出来ないことを証明する書類●(10ページ参照) 転入予定者で、65歳未満の祖父母と同居する予定の場合、又は通過者及び在勤・在学者で、65歳未満の祖父母と同居している場合
	国内委任連絡先●…海外からのお申込みの際。通知の送付先及び、書類不備等の連絡のため添付ください。

(3) 注意事項

- ① 転入予定者として申込をし、保育園に内定した場合、入所月1日以前に住民登録を行い、同日中に目黒区保育課保育施設利用係の窓口で改めてお申込みのお手続きが必要です。手続きが完了しない場合、入所が内定していても辞退していただきます。また、入所後であっても退所となります。
- ② 海外からのお申込みは転入予定者に限り受付いたします。
- ③ 通過者の方は、目黒区民、転入予定者、在勤・在学者の利用調整を行った後、定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。

7 転所（転園）のお申込み

（１）お申込み方法等

別の保育施設への入所を希望する場合は、転所のお申込みが必要です。
お申込み方法や必要書類、有効期間等は通常の入所申込みの場合と同様です。

（２）注意事項

① 内定辞退

転所内定を辞退した場合はいかなる理由があっても転所元の施設に戻ることはできません。連携先の施設を含め、転所元の施設は退所となります。

② 転所申込を開始できる時期

転所のお申込みができるのは保育施設に入所してからです。入所内定の段階では転所のお申込みはできません。保育施設に通い始めてからお申込みください。

③ 下のお子様の育児休業取得中の場合

上のお子様がすでに認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設又は家庭福祉員に通っている場合、下のお子様の育児休業からの復職は必要ありません。

8 延長保育のお申込み

認可保育園の全園、一部の小規模保育施設、事業所内保育施設では延長保育を実施しています。

認定こども園と家庭福祉員は原則延長保育を実施していません。

(1) 公立認可保育園へのお申込み

公立園での延長保育を希望する場合は、保育課へのお申込みが必要です。延長保育の利用が可能となるのはお子様が1歳になった翌月の初日からとなります（1日生まれは当月から可）。

【例】誕生日が令和7年9月2日の場合

→延長保育の利用が可能となるのは令和8年10月1日から

認定の区分が保育短時間、育児休業中又は求職中の方は延長保育を利用できません。

また、定員があるため利用調整の結果、ご利用いただけない場合があります。

※各施設の利用可能時間等については、別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

①お申し込み先

保育課保育施設利用係へお申込みください。

②必要な書類

13ページ「(5) 延長保育申込書（公立認可保育園用）」をご参照ください。

③締切日

5ページ「2 年間スケジュール」をご参照ください。

④ 延長保育利用料

57ページ「6 認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表」をご参照ください。

(2) 私立認可保育園・小規模・事業所内保育施設へのお申込み

お申し込み方法や延長保育実施時間、延長保育料は園により異なります。詳細は、各園にお問い合わせください。

9 令和8年4月入所について

他の月とは異なり4月は利用調整を2回行います。また、締切日が他の月に比べ前倒しとなっておりますのでご注意ください。

(1) スケジュール

	1 次利用調整
申 込 み 締 切 日	令和7年12月1日（月）
結 果 発 表 日	令和8年2月2日（月）

	2 次利用調整
申 込 み 締 切 日	令和8年2月13日（金）
結 果 発 表 日	令和8年3月5日（木）

(2) 令和8年4月1日入所の0歳児受入開始月齢表

令和8年4月入所時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申し込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

	生年月日
57日児	令和8年（2026年）2月3日
90日児	令和8年（2026年）1月1日
4か月児	令和7年（2025年）12月1日
6か月児	令和7年（2025年）10月1日

(3) 区外からのお申し込み

区外から申し込みをされる場合、通過者の方は4月1次利用調整は対象外となります。4月2次利用調整からお申し込みください。また、居住自治体経由で申し込む場合には上記締切日より前倒して書類をご提出いただく必要があります。詳細は、19ページをご確認ください。

(4) 出産予定のお申込み受付について

4月入所の1次利用調整のみ、出産予定でのお申込みが可能です。その他の利用調整においては、出産予定でのお申込みは受け付けておりません。

① 対象者

分娩予定日が令和7年11月18日から令和8年2月3日までのお子様。分娩予定日が令和7年11月17日以前でも令和7年11月18日時点で生まれていなければ出産予定でのお申込みが可能です。

誕生日が令和8年2月4日以降となった場合、いかなる理由があっても利用調整の対象は令和8年5月入所からとなります。

令和8年4月入所が内定しても、誕生日が令和7年2月4日以降となった場合、内定取消しとなります。

② 必要な書類

「母子手帳」(分娩予定日の記載があるもの)

令和8年2月4日以降の分娩予定日の場合は、令和8年2月3日以前に計画出産であることを証明する「入院(出産日)が明記された診断書」の添付があること。

その他の必要書類については6ページ「3 お申込みに必要な書類」をご覧ください。

③ 出生後の手続き

出生後14日以内に保育課保育施設利用係窓口にて以下の3点(表中ア～ウ)の書類の提出が必要です。

14日以内に書類の提出がなかった場合は利用調整の対象となりません。入所が内定しても、内定取消となります。

既にご提出いただいている就労証明書の産休・育休期間に変更がある場合は、就労証明書の再提出が必要となります。

ア	母子手帳の出生届出済証明の部分の写し 又は 出生届の受理証明書
イ	保育の利用申込書(出産予定者用)
ウ	教育・保育給付認定申請書

(5) 利用申込の休日臨時窓口について

① 場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

② 日時

	時間
令和7年11月16日(日)	10:00~16:00 (12:00 ~ 13:00を除く)

(6) 注意事項

提出された書類の状況が、入所日まで継続するものとして利用調整を行います。申込から入所までの間に状況が変更となった場合、内定取消又は退所となります。例として、申込後に区外へ転出した場合、退職し求職中となった場合、転職し就労していない日が生じる場合、転職後の勤務時間が短くなる場合、育児休業を取得している会社に復職せず転職する場合、等がありますのでご注意ください。

1次利用調整の結果内定した方で、2次利用調整に他の保育施設を希望する場合は、1次利用調整の内定を辞退していただきます。1次利用調整の内定を確保したまま2次利用調整の対象とすることはできません。1次利用の内定を辞退し、再度申込書類一式の提出が必要となります。また、2次利用調整から令和9年4月2次利用調整まで、調整指数－1点がつきます。

10 特別な支援を要するお子様のお申込み

障害や疾病、発達の遅れ等により特別な支援を要するお子様については、施設の状況により希望（入所）する施設を調整させていただくことがあります（既に障害のあるお子様が在園している場合や、施設の受入れ体制が整わない場合等）。

また、入所内定後の面談・健康診断の時点で判明した場合は、内定した施設の状況によっては受入れができない可能性がありますので、お申込みの前に必ず保育課にご連絡ください。状況によっては予約日に保護者の方とお子様にご来庁いただき、面談を行うことがあります。

11 お申込みの取下げ

保育施設に入所する意思又は入所を必要とする理由がなくなった場合、各月の申込締切日までに「**保育所利用申込取下届**」を提出してください。各月の締切日については5ページ「**2 年間スケジュール**」をご参照ください。

【取下げが必要となる例】

- ア 区外へ転出する場合（保育施設のお申込み中に区外へ転出した場合は、職権で申込取下げの処理を行います。）
- イ 家庭での保育が可能となった場合

〈令和8年4月の申込みを取下げる場合〉

取下届受理日	令和8年4月一次利用調整 (締切日 令和7年12月1日必着)	令和8年4月二次利用調整 (締切日 令和8年2月13日必着)
令和7年12月1日	取下げ完了	取下げ完了
令和7年12月2日	利用調整の対象となる※	取下げ完了

〈4月以外の申込みを取下げる場合〉

取下届受理日	11月利用調整 (締切日 令和8年10月9日必着)	12月利用調整 (締切日 令和8年11月9日必着)
令和8年10月9日	取下げ完了	取下げ完了
令和8年10月10日	利用調整の対象となる※	取下げ完了

※利用調整で内定が出た場合、通園するか内定辞退することとなります。

利用調整について

1 利用調整とは

保育施設には定員があり、申込者が定員を超えた場合には利用調整を行いますので、必ずご利用ができるとは限りません。

利用調整は、お申込み締切日までに提出された書類を元に、29～30ページの「利用調整基準指数」（基本指数と調整指数を合算した点数）に従い世帯の状況等を指数化し、同位の場合は30ページの「利用調整基準指数同位の優先順位」により順位を決定した上で保育施設の利用を決定します。

（１）基準日

利用調整基準指数は、お申込み締切日現在の状況で認定します。お申込み締切日時点の状況が入所日まで（調整番号7「地域型保育」及び調整番号8「認可外保育」については、入所日前日まで）継続するものとして認定します。保育施設の入所までに家庭状況（就労状況、保育状況、家族構成等）が変わった場合、指数が変更となり入所内定を辞退していただくか退所となることがあります。変更が生じる場合、速やかにご相談ください。

（２）基本指数の認定

基本指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。保育に当たれない要件（類型）が一人の保護者に複数ある場合は、主たる要件（類型）の状況に基づき基本指数を認定します。

（３）調整指数の認定

調整指数は、要件に該当する項目が複数ある場合、合算した点数となります。

ただし、調整番号7「地域型保育」から調整番号10「兄弟揃え」に複数該当する場合は、いずれか一つの項目を適用します。

※調整番号8「認可外保育」を認定するためには、「受託証明書」の提出が必要です。

※調整番号13「育休延長」を認定するためには、保育の利用申込書の2ページ 家庭状況書にある育児休業の「☐希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」のチェックが必要です。また、

調整番号13が適用となった場合、他の調整指数は適用とならず、著しく指数を下げて利用調整を行います。

（４）育児短縮勤務の取扱い

会社員等の場合、正規の雇用契約の内容で利用調整基準指数を認定します。自営業（本人又は配偶者が経営）の場合、育児短縮勤務という取扱いではなく、お申込み締切日現在の状況で認定します。

（５）利用調整対象施設

入所時点で入所可能月齢に達していない施設へのお申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象になります。

（６）兄弟同時のお申込みについて

兄弟で同時にお申込みをする場合、「保育の利用申込書」１ページ目にある兄弟条件を選択してください。

兄弟条件は以下のとおりです。

①	同時期に同じ保育施設を利用できなければ空き待ちをする。
②	同時期であれば、別々の保育施設でも利用する。
③	１人だけでも利用する。他の児童は兄弟と同じ保育施設を利用できるまで空き待ちをする。（兄弟が同時期に別園に内定する状況になった場合は、下のお子様のみ内定します。）
④	１人だけでも利用する。他の児童は別々の保育施設でも良いので空き待ちをする。

目黒区では、年齢の低いクラスから順に選考を行います。

兄弟条件を①にした場合、下の子の内定施設１園のみが、上の子の選考対象施設となります。下の子の内定施設で、上の子のクラス年齢に空きがなければ兄弟ともに内定が出ません。

また、下の子の内定施設で、上の子のクラス年齢に空きが無い場合で、下の子の希望下位園であれば、上の子のクラス年齢に空きがある場合でも、下の子の内定施設を下位にする変更は行いませんので、兄弟ともに内定が出ません。ただし、選考後他の選考結果に影響のない場合に限り、兄弟で入所できる希望下位園に内定を出すことがあります。

2 利用調整基準指数等

目黒区では、保育を取り巻く状況を踏まえ、利用調整基準指数等を定めています。
利用調整基準指数等は毎年度見直しを行っています。

(1) 基本指数

類型 番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）				基本 指数	
	類 型	細 目				
1	就 労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている			20	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている			18	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている			16	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている			14	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている			12	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている			10	
		上記に該当していないが、月48時間以上の就労をしている			8	
2	疾 病 障 害 出 産	疾 病 負 傷	入 院	おおむね3か月以上の入院が見込まれる場合	20	
			居 宅 内 療 養	常時病臥	20	
				精神性疾患で通院加療を行っている	20	
				一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	17	
		障 害	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級に該当する場合又は、愛の手帳（療育手帳）1度、2度、3度のいずれかに該当する場合			20
			身体障害者手帳3級に該当する場合、愛の手帳4度に該当する場合			17
			身体障害者手帳4級に該当する			13
		出 産	出産月を含む前後2か月			9
3	介 護 看 護 （三親等以 内の親族に 限る）	入 院 通 院 通 所	週5日かつ一日4時間以上の付添い		18	
			週4日かつ一日4時間以上の付添い		14	
			週3日かつ一日4時間以上の付添い		10	
		自 宅 介 護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護4、5に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		20	
			身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護1、2、3に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		13	
			上記以外の介護をしている		9	
4	求 職	求職（起業準備を含む）のため、昼間に外出することを常態としている（採用内定のある場合を含む）			8	
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧			20	
6	就 学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている			※1	
7	その他	不存在	死亡、離別、未婚、行方不明、拘禁等（単身赴任を除く）		20	
		虐待等	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある		20	
		特例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		※1	

※1 31ページの類型番号6及び7をご参照ください。

(2) 調整指数

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	調整指数
1	不存在	ひとり親世帯又は両親が不存在の世帯	10
2	虐待等	児童虐待が行われている若しくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力等により保育に当たれない場合	10
3	低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	2
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	2
5	同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	-2
6	在勤者	目黒区外に居住し、保護者のいずれかの勤務先が目黒区内にある	-10
7	地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業、もしくは年齢制限のある認可保育園を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの保育が確保されている連携施設がある場合を除く）	2
8	認可外保育	児童を認可外保育施設、幼稚園又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	2
9	障害児	児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けている	2
10	兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	2
11	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	-1
12	内定辞退	内定を辞退した場合	-1
13	育休延長	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる	-40

◆併せて32ページをご参照ください

(3) 利用調整基準指数同位の優先順位

順位	内 容
1	区内在住児
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月、新3歳児クラス4月のみ）
7	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている（基本指数の類型番号2の障害に該当する者）
8	介護・看護（基本指数の類型番号3に該当する者）
9	保護者が長期入院者又は常時病臥の場合
10	兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している又は二人以上同時申込み
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者
12	世帯で保育料の滞納がない
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）
14	区市町村民税が低い世帯
15	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

◆併せて33ページをご参照ください。

(4) 各項目の補足説明

① 基本指数について（29ページ参照）

類型 番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）		補足説明
	類 型	細 目	

1	就 労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	「就労」とは、給与・賃金・報酬等の対価が発生する労働とします。仕事の手伝い・ボランティア・起業準備等の対価の生じないものは就労としません。また、月48時間に満たない場合も就労としません。これらの場合、類型番号4「求職」の指数を適用します。 雇用形態に関わらず、労働契約上の正規労働時間により指数を判定します。また、就労時間は休憩時間を除いた実労働時間です。
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	
		上記に該当していないが、月48時間以上の就労をしている	

3	介 護 看 護 (三親等以内 の親族に限 る)	自宅介護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護4、5に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	基本指数の類型番号3「介護、看護」の「自宅介護」とは、要介護者の住所と申請世帯の住所が住民記録上同一であることをいいます。
			身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護1、2、3に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	
			上記以外の介護をしている	

6	就 学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている	基本指数の類型番号「就学」及び類型番号7「その他」の「特例」は、類型番号1「就労」の基本指数を準用します。
7	その他	特例	

② 調整指数について（30ページ参照）

調整項目	適用する世帯等の状況	補足説明
低所得	生活保護世帯又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	調整番号3「低所得」に示す非課税世帯の判定基準年度は、利用調整月により異なります。 ・令和7年9月から令和8年8月入所利用調整→令和7年度、令和6年度の区市町村民税 ・令和8年9月から令和9年8月入所利用調整→令和8年度、令和7年度の区市町村民税
就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	調整番号4「就労制限」は、制限を受けている保護者が、基本指数の類型「就労」の「週5日かつ一日7時間以上の就労をしている」に該当する場合は適用されません。
同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	同居とは、住民記録上の世帯が同一であることをいいます。 【二親等以内の例】 ・児童の祖父母→該当 ・児童の両親の兄弟姉妹→非該当
地域型保育	児童が年齢制限のある地域型保育事業、もしくは年齢制限のある認可保育園を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの保育が確保されている連携施設がある場合を除く）	調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の加算対象にあたるのは以下の条件を満たした場合です。 ① 週3日かつ1日4時間以上対価を支払ってお子様を地域型保育事業・認可外保育施設・定期利用保育事業・幼稚園等に預けている。（緊急一時保育は対象外） ② 産後又は育児休業中でない。（ただし、下の子の育児休業前から上の子を認可外保育施設に預けている場合は、上の子に限り条件を満たすものとされます。また、出産後、すぐに仕事復帰した場合でも、最低産後6週間は産後休業期間として扱います。） ③ 基本指数の細目のいずれかに該当する。（求職を除く） ④ ①～③の条件を1か月以上継続して満たしている。 【例】12/8が締切日の場合、11/9以前から①～③の条件を満たしている必要があります。 ⑤ 受託証明書を提出している。（目黒区実施の保育事業除く）
認可外保育	児童を認可外保育施設又は個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	
兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に転園を希望する	兄弟姉妹のいずれか一方しか認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園に在園していない場合や、どちらも在園していない認可保育園、地域型保育施設又は認定こども園への転園を希望する場合は対象となりません。また、1号認定で認定こども園をご利用の場合も対象となりません。
就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育児から復帰した場合を除く）	【例】 12/8が締切日の場合、就労開始が11/10以降であれば減点の対象となります。 転職の場合、退職日と次の勤務先での就労開始日を含む一週間の間に週3日かつ1日4時間以上の勤務があれば、減点の対象となりません。
内定辞退	内定を辞退した場合	利用内定を辞退した入所月の年度内における利用調整時、及び翌年度4月1次、2次における利用調整時に適用されます。
育休延長	育児休業延長を目的として申請する場合	40点に満たない基本指数の場合は基本指数の上限までの点数を減じます。なお、その他の調整指数は同時に適用しませんが、利用調整基準指数同位の優先順位は適用します。

③ 利用調整基準指数同位の優先順位について（30ページ参照）

順位	内 容	補足説明
3	基本指数上位者	利用調整基準指数が同位となった場合、基本指数が上位である方が優先となります。 【例】利用調整基準指数40点の場合 基本指数40の世帯＞基本指数38＋調整指数2の世帯
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）	転園の場合は新規申込者となりません。ただし、調整番号10「兄弟揃え」に該当する場合は新規申込者となります。また、 <u>年齢制限のある</u> 地域型保育事業もしくは認可保育施設（小学校就学前までの保育が確保されている連携施設がある場合を除く）からの転園、又は家庭福祉員からの転園は新規申込者となります。
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの	通常の就労証明書に加えて、「保育士・看護師の勤務内容証明書」の提出が必要となります。
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月、新3歳児クラス4月のみ）	地域型保育事業と家庭福祉員（保育ママ）、東京都認証保育所が対象です。（小学校就学前までの保育が確保されている連携施設がある場合を除く） 区が利用調整を行わない施設については、受託証明書の提出がある場合に限りします。
9	保護者のいずれかが長期入院者又は常時病臥の場合	長期入院者とは、申込み締切日時点及び入所日時点で、入院の状態にあり、入院の開始から3か月以上入院を予定していることをいいます。
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者	受託認定日は、調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」の補足説明の①～③の条件が揃った時点を超算点とし、上記調整番号が適用された時点で発生します。途中でいずれかの条件が欠けた場合は、その時点で受託認定日が消滅します。ただし、下のお子様の育児休業前から育児休業期間中も引き続き上のお子様を認可外保育施設に預けている場合のみ、復職後の利用調整から育児休業取得前に遡って受託認定日を適用します。 また、受託料の契約形態（月額、日額、時間単価等）に関わらず、あらかじめ週の受託日数と受託時間が固定された受託契約を結んでいる場合は、契約上の受託日数と受託時間により判定します。週の受託日数と受託時間が固定されていない又は不規則である等の場合は、実際の受託実績により判定します。
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）	出産後、間もなく仕事に復帰した場合でも、産後6週間は産後休業期間として扱います。
14	区市町村民税が低い世帯	区市町村民税とは、保育料階層の決定に使用する、世帯の区市町村民税所得割額をいいます。詳細は54ページ「保育料（利用者負担額）」をご確認ください。

3 延長保育利用調整基準指数等

(1) 実施指数

類型 番号	保護者の状況 (細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合)		実施指数
	類 型	細 目	
1	就 労	延長保育必要日数が平均して週5日以上	10
		延長保育必要日数が平均して週3日以上	9
		延長保育必要日数が平均して週1日以上	8
2	不存在	保護者が不存在及び虐待等	10
3	特 例	疾病、介護等明らかに延長保育が必要と認められる場合	※

実施指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

※類型番号3「特例」の実施指数は、類型番号1「就労」の実施指数を準用します。

(2) 実施指数同位の優先順位

順位	内容
1	区内在住児
2	在園児
3	ひとり親世帯等
4	就労
5	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている（基本指数の類型番号2の障害に該当する者）
6	介護・看護（基本指数の類型番号3に該当する者）
7	長期入院者又は常時病臥
8	二親等以内の同居親族（延長保育利用開始時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
9	兄弟姉妹が延長保育を利用している
10	転所申込みで転所前に延長保育を利用している
11	子どものお迎えや延長保育をベビーシッター等に委託している
12	延長保育の申込み待機期間が長い
13	勤務終了時間がお迎えに間に合わない
14	区市町村民税が低い世帯
15	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

4 結果通知

利用調整の結果通知は、お申込みの初月と、4月の1次、2次利用調整の結果発表時に郵送でお届けします。その他の月については、内定したとき以外結果通知はお送りしません。育児休業給付金の申請用等にその他の月について保育所に入所する事ができなかった旨の証明書等が必要な際は、「利用調整結果照会依頼」を提出いただければ、内定が出ていなかった場合、結果発表日以降に証明書を郵送いたします。申請書は窓口とホームページ上にご用意しております（照会したい入所月の申込み締切後より申請可能です。証明書は、発行までに通常一週間程度かかります。）。

ただし、お申込み有効期間外の月や、利用調整を行っていない2・3月の証明書は発行できません。2・3月の証明書が必要な場合、5ページ「2年間スケジュール」を提出する等でご対応ください。

また、他自治体を通してお申込みの方は、目黒区からの通知は発行いたしません。通知については在住自治体にご確認ください。

【例】

申込み年月日	保育の希望開始日	お申込み有効期間
令和8年5月8日	令和8年6月1日	令和8年6月利用調整～ 令和9年5月利用調整まで

	結果通知	利用調整結果照会依頼による証明書の発行
令和8年6月利用調整	○	
令和8年7月 ～令和9年1月利用調整	×	○
令和9年2・3月利用調整	×	×
令和9年4月利用調整 (1次・2次)	○	
令和9年5月利用調整	×	○

5 内定辞退

入所内定を辞退する場合は、速やかに内定施設及び保育課保育施設利用係に連絡の上、「内定辞退届」を提出してください。

内定を辞退された場合は、お申込みについても取下げとなります。また、内定を辞退されると、内定を辞退した入所月の年度内における利用調整から翌年度4月利用調整（1次・2次ともに）まで－1点となります。

施設一覧

目黒区でお申込みを受付け、利用調整を行う保育施設について掲載しています。園庭とは、2歳児以上の定員数×3.3㎡以上を基準としています。園の所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣住民の方の迷惑にならない様にご配慮ください。また、定員数は変動する可能性があります。

保育園一覧については、別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」、各園の概要については、目黒区公式ホームページより「認可保育園等の施設、サービス等の紹介」から概要一覧をご覧ください。



認可保育園等の施設、
サービス等の紹介

1 公立認可保育園

国が定めている基準に基づいて、区が運営しています。

(1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

(2) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開所時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。ただし、4か月未満のお子様の場合は、公立認可保育園での保育時間は午前8時30分から午後5時までの範囲内です。

②延長保育

開所時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を実施しています。

施設によって実施時間が異なります。また、施設によっては、延長保育の利用不承諾者かつ延長保育の利用申込みが有効期間内の方を対象に、日を単位とした延長保育の利用（スポット延長）を受け付けています。対象園については、別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

延長保育を希望する場合はお申込みが必要です。お申込み方法については22ページ「8 延長保育のお申込み」をご確認ください。

(3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 保育料

保育料は無償となります。ただし、延長保育料は保護者のご負担となります。57ページ「認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表」をご参照ください。

(5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出した年度末まではご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。

ただし、保護者のいずれかが目黒区内在勤（在学）者の場合については、翌年度以降も利用が可能です。保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 施設一覧

別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

(8) お申し込み時の注意点

民営化に伴い、お申込みいただいている園について、下記のように読み替えて選考いたします。

※民営化の詳細については（9）をご参照ください。

- 利用申込においてひもんや保育園を希望している場合、令和8年4月以降の利用調整においては、統合先である第三ひもんや保育園と読み替えて選考します。
- 利用申込において中町保育園を希望している場合、令和9年4月以降の利用調整においては、統合先である中央町保育園と読み替えて選考します。

(9) 民営化のお知らせ

【重要】第三ひもんや、中町・中央町、目黒本町保育園への入園を希望される方は、必ずお読みください。

目黒区では、今後も待機児童ゼロを維持するとともに、保育の質の向上、多様な保育ニーズに適切に対応していくために、区立保育園の民営化を計画的に進めることとしています。

① ひもんや・第三ひもんや保育園

ア 民営化時期

令和10年4月

イ 民営化までの流れ

- 令和8年4月にひもんや保育園の在園児を、ひもんや保育園から徒歩約12分の距離にある第三ひもんや保育園に引継ぎ、統合します。
- その後、園児が居なくなった、ひもんや保育園跡地で、令和8年度から令和9年度にかけて、保育事業者が旧区立園舎を解体し、新園舎整備を行い、令和10年4月に私立認可保育所を新規開設し、第三ひもんや保育園の在園児を引継ぐことで、両園の民営化を成す計画となっています。

		統合年度		民営化
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
ひもんや	0歳			
	1歳			
	2歳	統合		民設民営化園 開設
	3歳			
	4歳			
	5歳			
	計			
第三ひもんや	0歳	6	6	
	1歳	9	15	
	2歳	11	15	
	3歳	17	15	引継
	4歳	19	17	
	5歳	37	20	
	計	99	88	

ウ 考慮事項

- 令和8年度の5歳児クラスの定員は37人となり、2クラスに分けて保育を行う予定です。
- 令和8年度は、5歳児の定員数が多くなりますが、各種行事やイベントがこれまでどおり行えるよう、工夫して行ってまいります。
- 統合時に子どもたちが不安を感じることがないように、両園の園児や職員が交流を行い、関係性を構築するなど、統合に際しては、お子様への影響に十分配慮し、引継ぎを行います。

② 中町・中央町保育園

※中央町保育園は、民営化対象園ではありません。

ア 中町保育園民営化時期

令和11年4月

イ 民営化までの流れ（予定）

- 令和9年4月に中町保育園の在園児を、中町保育園から徒歩約11分の距離にある中央町保育園に引継ぎ、統合します。
- 両園とも、下表のとおり、令和9年度の統合に向けて、順次「保育定員」を縮小していきます。
- 令和9年度は、両園の子どもたちが初めて一緒にになり、統合保育を行います。
- その後、園児が居なくなった中町保育園跡地で、令和9年度から令和10年度にかけて、保育事業者が旧区立園舎を解体し、新園舎整備を行い、令和11年4月に私立認可保育園を新規開設し、令和10年度末時点で中央町保育園に在籍する児童のうち、希望者を中町保育園跡地の新園に引継ぎます。引継ぎを希望されない場合は、令和11年度以降も区立中央町保育園に在園することとなります。

ウ 考慮事項

- 前記イのとおり、令和9年4月に中町保育園の在園児は中央町保育園への転園が生じます。
- 統合に向けた定員縮小時においても、充実した保育ができるよう、できる限り工夫してまいります。
- 統合時に子どもたちが不安を感じることがないように、両園の園児や職員が交流を行い、関係性を構築するなど、統合に際しては、お子様への影響に十分配慮し、引継ぎを行います。

		令和8年度	統合年度 令和9年度	令和10年度	民営化 令和11年度
中町	0歳	3			
	1歳	5			
	2歳	7			
	3歳	9			
	4歳	10			
	5歳	24			
	計	58			
中央町	0歳	6	6	6	
	1歳	9	9	15	
	2歳	8	14	15	
	3歳	9	15	15	
	4歳	11	18	15	
	5歳	23	21	21	
	計	66	83	87	

統合
↓

民設民営化園
開設

引継(希望者)
↑

③ 目黒本町保育園

ア 民営化時期

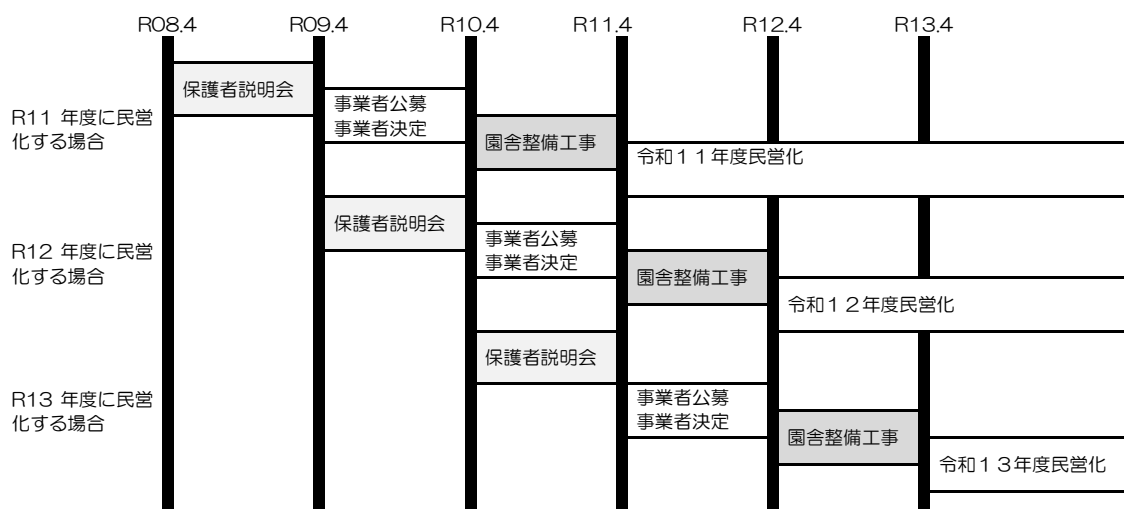
未定

イ 民営化までの流れ（予定）

- 令和4年3月に策定した「区立保育園の民営化に関する計画（令和3年度～11年度）」では、3年間の期間で準備を行い、民営化することを基本として進めるとしています。そのため、最も早い場合は、令和11年度に民営化する可能性があります。なお、具体的なスケジュール等が決定した際には、在園する保護者の皆様への影響を考慮し、可能な限り、前もった周知に努めてまいります。

※ 民営化までの基本的なスケジュール＜参考＞

仮に、最も早い、令和11年度から民営化することとなった場合には、その3年前である、令和8年度から下表のとおり、保護者説明会等の準備を進めていくことになります。



民営化計画や民営化に向けた今後の取組内容の詳細は、区公式ウェブサイトでもご覧いただけます。

区公式ウェブサイトは以下のコードからご覧になれます。



＜民営化に関するお問い合わせ＞
子ども若者部保育計画課保育施設整備係
電話番号：03-5722-9429

（10）公立認可保育園一覧

別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

2 私立認可保育園

国が定めている基準に基づいて、民間事業者等が運営しています。

(1) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

(2) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開園時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。

②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

(3) 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 保育料

保育料は無償となります。（※延長保育料等は対象外）

(5) 見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

翌年度以降も利用が可能です。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 私立認可保育園一覧

別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

3 小規模保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度において創設された地域型保育事業の1つである小規模保育施設は、目黒区の定めた基準を満たし区が認可した保育施設で、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様を6人から19人までの定員で保育します。

（１）開所時間

各園によって異なるため、別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

（２）保育時間

①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

②延長保育

直接各園にお問い合わせください。

（３）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

（４）保育料

保育料は無償となります。（※延長保育料等は対象外）

（５）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

（６）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

翌年度以降も利用が可能です。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区外転出（利用継続）届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

(7) 注意事項

小規模保育施設は面積100㎡前後の小さな施設が多いです。アレルギーをお持ちのお子様への給食の提供等個別の対応が難しい場合があります。ご検討の際には、施設にお問い合わせください。

(8) 小規模保育施設一覧

別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

4 事業所内保育施設（地域型保育事業）

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の1つである事業所内保育施設は、会社等が設置する保育施設です。従業員のお子様（従業員枠）と地域のお子様（地域枠）と一緒に保育する施設です。目黒区の定めた認可基準を満たし、地域枠が設けられています。目黒区における利用調整対象は、地域枠（0歳児クラスから2歳児クラスまで）のみとなります。従業員枠については、設置者へお問い合わせください。

（１）開所時間

午前7時15分から午後6時15分

※各園によって異なる場合があるため、別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」もご覧ください。

（２）保育時間

①通常保育

保育時間は、開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談の上、契約してください。

②延長保育

直接園にお問い合わせください。

（３）休所日

土曜日（優ったり保育園のみ）、日曜日、祝日

年末年始（12月29日から1月3日）

（４）保育料

保育料は無償となります。（※延長保育料等は対象外）

（５）見学や施設の詳細について

直接園にお問い合わせください。

（６）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

（７）事業所内保育施設一覧

別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、0歳児クラスから2歳児クラスまでの少人数（定員3人）のお子様を家庭福祉員の自宅等家庭的な環境の中でお預かりします。

保育短時間の認定を受けている方のみお申込みできます。

（１）開所時間

午前9時00分から午後5時00分

（２）保育時間

①通常保育

午前9時00分から午後5時00分までの8時間

（日ごとに契約時間を変更することはできません。）

②延長保育

お子様の送迎が契約時間よりも前後した場合、契約時間を超えた時間分は時間外保育となり、時間外保育料が別途かかります。土曜保育と時間外保育については、家庭福祉員とご相談ください。

（３）休所日

日曜・祝日、年末年始休暇、年次休暇（年15日）、夏季休暇（7月1日から9月16日までの間で5日）、慶弔休暇、家庭福祉員の研修日（年3日）

なお、家庭福祉員が休暇等を取得する際は、保護者にお子様の保育を対応していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

（４）保育料

保育料は所得に関わらず一律月額25,000円で、家庭福祉員へ支払います。時間外保育料は30分につき400円です。ただし、1か月分を合算し30分に満たない場合は、切り上げた時間数になります。

月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます（保育料の日割り計算は行いません）。認可外保育施設保育料助成制度等の対象となる場合があります。

（５）見学や施設の詳細について

目黒区を通じ行っていただきます。保育施設利用係までお問い合わせください。

(6) 保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。

(7) 注意事項

お子様の食事、おやつ等は持参してください。

(8) 家庭福祉員（保育ママ）一覧

別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。

6 幼稚園型認定こども園

3歳児クラス（年少組）から5歳児クラス（年長組）までの子どもの発達に応じた教育と保育を実施する施設です。幼稚園教育要領に基づき、幼児期にふさわしい遊びや生活を通して、「生きる力」の基礎を育てる幼児教育を推進しています。

なお、保育園と比べ、保護者に参加していただく行事が多くあります。詳細は各園にお問い合わせください。

幼稚園教育のみ（午前8時50分から午後2時まで）をご希望の方は、学校運営課学事係へお問い合わせください（Tel03-5722-9304）。

（１）開所時間

午前7時30分から午後6時30分

（２）保育時間

①通常保育

中時間保育：午前8時30分から午後4時30分まで

長時間保育：午前7時30分から午後6時30分まで

②延長保育

午後6時30分以降の延長保育は実施していません。

（３）休所日

日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

（４）保育料

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料はかかりません。

※別途、教材費等の費用がかかります。

（５）見学や施設の詳細について

直接各園にお問い合わせください。

（６）保育施設入所後に区外転出した場合の利用可能期間について

転出した年度末までにご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「区域外通園等承認申請書」（目黒区様式）を学校運営課学事係へ提出し、転出した月中に必ず転出

先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。

なお、申請にあたり不明な点等がある場合は、学校運営課学事係へお問い合わせください（TEL03-5722-9304）。

（７）一日の流れ

①月曜日から金曜日

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	8:50 (短)登園	12:00 昼食	14:00 (短)降園	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育		保育	幼稚園教育（短時間保育）			保育		
長時間保育	保育					保育		

②土曜日・長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）

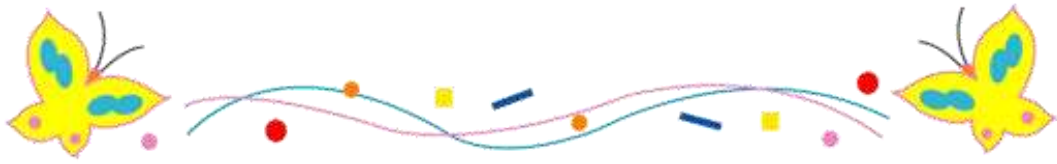
	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	12:00 昼食	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育		保育				
長時間保育	保育					

（８）注意事項

- ①スクールバスはありませんので、送迎の際は必ず保護者等が付き添ってください。
- ②保育区分の変更を希望される際は（在園者対象）、転園のお申込みが必要となります（利用調整の対象となります）。
- ③中時間保育と長時間保育の併願は可能ですが、短時間保育と中・長時間保育の併願はできません。

（９）幼稚園型認定こども園一覧

別冊「定員一覧表」及び別紙「施設案内図」をご覧ください。



MEMO

認可保育所等の利用者負担額（保育料）

1 無償化の動向

- 令和元年 10 月から、幼児教育・保育（3 歳から 5 歳児クラスの児童及び 0 歳から 2 歳児の住民税非課税世帯の児童）の無償化が始まりました。3 歳から 5 歳児クラスにおける給食費は原則実費負担ですが、目黒区ではその費用を全額賄っています。このため、国基準の副食費徴収免除者に対する法令に定めた通知は省略いたします。目黒区外保育所をご利用の方は、自治体により取り扱いが異なりますのでお問い合わせください。
- 令和 5 年 10 月から、第 2 子以降の保育料は無料となりました。
- 令和 7 年 9 月から、年齢や課税状況にかかわらず、第 1 子の保育料を無償化しました。対象者は区で確認を行うため、手続きは不要です。

令和 7 年 10 月以降は、児童の新規入所月にのみ保育料に関する通知を送付いたしますので、ご確認ください。

無償化の対象となる費用は、月額保育料のみです。以下の費用については、無償化の対象とはなりません。

- 月額延長保育料
- スポット延長保育料

実費で徴収する費用は各施設にお問い合わせください。

2 認可保育所等の利用者負担額（保育料）

認可保育所等は、国・東京都から支払われる給付費（負担金）と区の負担により運営されています。

このため、無償化後も引き続き保育料階層を決定します。

（1）保育料階層の決定

保育料階層は、世帯の区市町村民税所得割額を基に決定します。階層の算定は、4 月から 8 月分までは前年度の区市町村民税所得割額により、9 月から 3 月分までは当年度の区市町村民税所得割額により行います。

保育料階層算定期間	算定根拠となる区市町村民税
4 月から 8 月分	前年度の区市町村民税所得割額
9 月から 3 月分	当年度の区市町村民税所得割額

- 階層区分の算定に使用する区市町村民税所得割額とは、税額控除前の区市町村民税額所得割額から調整控除のみを控除した額です。調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除）は適用しません。ただし、令和 6、7 年度区市町村民税所得割額に限り、定額減税額も控除されます。
- 転入等により指定都市（横浜市、川崎市等）で住民税が決定されている場合は、税源移譲により変更される前の税率（6 パーセント）を用いて区市町村民税所得割額を算出し、保育料階層を決定します。
- 海外収入のある方や大使館職員等は、年間の収入額が分かる資料（給与証明書等）を基に区市町村民税所得割額相当額を算出し、保育料階層を決定します。

区立延長保育料は 57 ページ「6 認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表」をご覧ください。

（２）保育料階層決定に関する税資料

算定根拠となる区市町村民税の年度において、目黒区で住民税が課税されている方は、資料の提出は不要です。

目黒区以外の自治体で課税されている方は、個人番号（マイナンバー）確認書又は課税（非課税）証明書の提出が必要です。申告されていない場合は申告のうえ、必要書類をご提出ください。

日本で課税されていない方（海外収入のある方や大使館職員等を含む）は、税資料の提出をお願いします。日本で課税されていない方（海外収入のある方や大使館職員等を含む）で、収入の証明ができない方については、収入申告書をご記入のうえ、ご提出ください。

指定期限までに資料の提出がない又は住民税が未決定の場合、最高階層（D25）で保育料階層決定を行います。

なお、保育料階層決定に関する税資料は、全児童の保護者分の提出が必要です。

3 延長保育料の納付

毎月 1 日現在、目黒区立保育園の延長保育を利用されている場合は、その月の 1 か月分の延長保育料をお支払いいただきます。(目黒区民以外の方も同様です。)

月に一度も利用しない場合も、延長保育の内定が出ている方は延長保育料がかかります。

また、月の途中で延長保育の利用を解除される場合であっても日割り計算はありません。

区立延長保育料は原則として口座振替によるお支払いとなり、当月延長保育料は月末(月末が土日祝日に当たるときは直後の金融機関営業日)に引き落としとなります。

区立延長保育料を滞納した場合は、財産の差し押さえ等の処分の対象となる場合があります。期限内の納付にご協力をお願いします。

(1) 口座登録の手続きが必要な保育料

区立保育園の延長保育を利用する方のみ口座登録の手続きが必要です。

(注) 私立認可保育園の延長保育料のお支払い方法については、各施設・事業所にお問い合わせください。

(注) 私立認可保育園の場合、実費等の徴収を行う場合があり、各施設・事業所に口座登録をしていただくことがあります。

(2) 口座振替(自動払込)の申し込み方法

オンラインによる申し込み

パソコンやスマートフォンから口座振替の申し込みができます。詳しくは右記の二次元コードをご覧ください。



(オンライン口座)

口座振替依頼書による申し込み

次の項目に該当する場合は「保育料口座振替(自動払込)依頼書」での手続きが必要です。

- ・オンラインで取扱いのない金融機関の口座を新規登録したい場合
- ・オンラインで取扱いのない金融機関の口座に変更したい場合
- ・登録済みの口座を取消したい場合

前述に該当する場合は「保育料口座振替（自動払込）依頼書」を送付しますので、保育課にお問い合わせください。「保育料口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項を記入し、預貯金口座のある金融機関窓口で手続きをお願いします。

ご提出後、お客様控（依頼書の 3 枚目の緑色の用紙）のみ返却された場合は、金融機関から区役所へ区役所保管分が送付されますので手続きは終了です。お客様控と区役所保管分の 2 枚を返却された場合は、お手数ですが目黒区保育課宛に区役所保管分をご提出ください。

（３）注意事項

手続きについて

- ・認可保育園に在園中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めて手続きの必要はありません。ただし、上のお子様が保育園を退所されている場合は手続きが必要となります。
- ・兄弟姉妹が同時に延長保育を利用される場合は、お子様ごとに申込手続きが必要です。
- ・兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。
- ・小規模保育施設・事業所内保育施設等から区立保育園に転園し、延長保育を利用する場合及び退所後再入所し、延長保育を利用する場合は申込手続きが必要となります。

振替について

- ・口座振替の開始までは、納付書を送付いたします。
- ・当月延長保育料は月末（月末が土・日・祝日に当たるときは翌営業日）に振替となります。
- ・残高不足等で振替ができなかった場合には再振替はいたしません。後日送付する納付書（督促状）にて速やかにお納めください。

4 延長保育料の減額

区立延長保育料の減額には申請書等の書類提出が必要です。以下の減額理由に該当する場合は保育課にお問い合わせください。減額は申請した日の翌月から適用されますが、延長保育料の階層が切り替わる 4 月と 9 月は申請月分から適用になります。また、減額理由ごとに減額適用期間が異なります。

（１）減額理由

1. 世帯内で以下の条件に当てはまる手帳の交付を受けている方がいる場合（身体障害者手帳 1 から 2 級・愛の手帳 1 から 4 度・精神障害者保健福祉手帳 1 から 3 級）
2. 災害や盗難・横領などの損失額がその年の前年（1 月から 8 月までは前々年）の所得額の 10 分の 1 を超えるとき
3. 地方税法第 15 条の規定により当該年度分（4 月から 8 月までは前年度分）の区市町村民税の徴収を猶予されたとき
4. 生活保護を受けることになったとき

（２）申請書

申請書以外にも必要な書類が減額理由ごとにございますので、詳細はお問い合わせください。減額・軽減措置は、申請していただいた年度内のみ適用となります。

5 延長保育料の免除

下記の休所理由に該当し、1 か月以上連続して休所する場合、休所届の内容に基づき、保育課で免除適用の有無を確認します。休所期間のうち、月の初日（1 日）を含む月の区立保育園の延長保育料が免除の対象となります。

（1 か月以上 2 か月未満…1 か月分、2 か月以上 3 か月未満…2 か月分、3 か月…3 か月分）

なお、3 か月を超えての休所はできません。3 か月を超えて休所する場合は退所となります。

休所届をご記入のうえ、保育課にご提出ください。休所届には園長の署名が必要です。

休所理由

・児童の病気・入院

医師の判断がわかる資料を添付してください。（診断書、治療計画書等）

・保護者の出産

出産予定日の前後 2 か月の期間に休所期間の開始日を含む 3 か月以内が免除適用期間となります。

6 認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表

定義 (世帯の区市町村民税均等割・所得割)		階層	公立延長保育料(月 額) ※保育標準時間利用者のみ		
			0～2歳児	3歳児	4歳以上児
生活保護法による 被保護世帯等及び里親世帯等		A	0	0	0
区市町村民税非課税		B	0	0	0
区市町村民税均等割のみ		C1	600	600	600
区市町村民税所得割	30,000円未満	C2	600	600	600
〃	30,000円以上 45,000円未満	C3	600	600	600
〃	45,000円以上 60,000円未満	D1	900	900	900
〃	60,000円以上 75,000円未満	D2	900	900	900
〃	75,000円以上 90,000円未満	D3	900	900	900
〃	90,000円以上 125,000円未満	D4	1,600	1,300	1,300
〃	125,000円以上 160,000円未満	D5	2,000	1,300	1,300
〃	160,000円以上 195,000円未満	D6	2,200	1,400	1,300
〃	195,000円以上 220,000円未満	D7	2,600	1,800	1,700
〃	220,000円以上 245,000円未満	D8	2,800	1,900	1,900
〃	245,000円以上 270,000円未満	D9	3,100	2,000	2,000
〃	270,000円以上 295,000円未満	D10	3,300	2,200	2,000
〃	295,000円以上 320,000円未満	D11	3,600	2,400	2,100
〃	320,000円以上 345,000円未満	D12	3,800	2,600	2,200
〃	345,000円以上 360,000円未満	D13	4,100	2,800	2,300
〃	360,000円以上 375,000円未満	D14	4,300	2,900	2,400
〃	375,000円以上 390,000円未満	D15	4,600	3,000	2,400
〃	390,000円以上 405,000円未満	D16	4,800	3,000	2,400
〃	405,000円以上 420,000円未満	D17	5,000	3,100	2,500
〃	420,000円以上 470,000円未満	D18	5,500	3,100	2,500
〃	470,000円以上 520,000円未満	D19	6,100	3,200	2,600
〃	520,000円以上 570,000円未満	D20	6,900	3,200	2,600
〃	570,000円以上 735,000円未満	D21	7,500	3,200	2,600
〃	735,000円以上 900,000円未満	D22	7,700	3,300	2,700
〃	900,000円以上 1,100,000円未満	D23	7,800	3,300	2,700
〃	1,100,000円以上 1,300,000円未満	D24	8,000	3,400	2,800
〃	1,300,000円以上	D25	8,100	3,500	2,800

- 全ての児童の保育料が無償です。ただし、区立保育園の延長保育を利用される方は、階層表に従い延長保育料がかかります。
- 延長保育料は区立保育園の午後6時15分から7時15分までの保育料です。午後7時15分から8時15分までの延長利用は、別途延長保育料（1回につき600円）が発生します。ただし、区立保育園（保育短時間利用）及び認定こども園（長時間保育）の延長保育はありません。それ以外の私立保育園及び地域型保育の延長保育料は各施設・事業所にお問い合わせください。
- 私立認可保育園・地域型保育施設は施設によって保育短時間の利用可能時間が異なります。利用可能時間を超える保育園の利用については、別途延長保育料が発生する場合がございます。ご希望の方は、利用可能時間を施設にご確認ください。
- 延長保育料は改定される場合がありますので、ご了承ください。

よくあるご質問

（Ｑ１）窓口で相談や申込みをする際、予約は必要ですか？

（Ａ１）不要です。

総合庁舎２階保育課へ、直接お越しください。

平日の８時３０分から１７時までとなります（１２時から１４時は昼休みのため、対応できる職員の数が少なくなりますのでご了承ください）。

（Ｑ２）支給認定証は申請から何日くらいで届きますか？

（Ａ２）申請から３０日以内に郵送します。

申請から３０日以内に支給認定証を郵送致します。発行された支給認定証は保育施設に関する手続き等で必要になりますので、大切に保管してください。

（Ｑ３）保育の利用申込書２ページ目の家庭状況書には、保護者の過去の就労をどこまで遡って記入すればよいですか。

（Ａ３）申込児童の出生以降、転職等をしている場合にはご記入ください。

受託認定日や就労実績不足の判定に関わりますので、申込みされるお子様の出生日以降に転職等している場合には、お子様の出生日まで遡って就労状況をご記入ください。なお、必要に応じて過去の就労先に問い合わせをする可能性がありますのでご了承ください。

（Ｑ４）育児休業中で入所申込みをしましたが、復職せずに退職します。保育所の内定はどうなりますか。

（Ａ４）内定取消しとなります。

育児休業中のかたは、育児休業を取得している会社等に育児休業前と同条件（育児短縮勤務を除く）で復職することを前提に、育児休業前の就労状況に応じた指数をつけて選考しています。復職できない場合には内定取消しとなります。

（Ｑ５）育児休業中ではないのですが、入所申込みをした後、入所日までに退職します。保育所の内定はどうなりますか。

（Ａ５）原則として、内定取消しとなります。

申込み時点と入所日時点で、状況に変更が無いことを前提に選考しています。申込み時点と入所日時点で就労状況が変更となる場合には、原則として内定取消しとなります。

ただし、就労日数・就労時間を全く変えずに、求職期間をはさむことなく転職する場合には、状況に変更が無いものとみなし、内定取消しとはなりません。転職する（可能性がある）場合には速やかに申し出ていただき、転職後の就労証明書をご提出ください。（育児休業中で申し込んだ場合には、必ず元の会社等で発行された復職証明書が必要です。）

その他の保育施設等

1 東京都認証保育所

認証保育所は、東京都が独自に基準を定めて設置・運営されている認可外保育施設です。保護者と保育施設が直接契約を結びますので、入所や詳細については各施設へお問い合わせください。

(1) 目黒区内の東京都認証保育所

番号	保育園名	注意 事項	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	保育年齢別定員						
						0	1	2	3	4	5	計
1	エデュケアセンター・めぐろ	■	東山3-10-7	3712-8550	57日目～	6	12	12	15	5	5	55
2	モンテッソーリ学芸大学子どもの家		鷹番2-2-10-101	3793-7602	5か月～	8	11	15	-	-	-	34
3	ミアヘルサ保育園ゆらりん自由が丘	■	自由が丘1-25-20-2F	5731-1488	57日目～	3	8	9	6	7	7	40
4	東大駒場地区保育所	■	駒場3-8-1	3465-3680	産休明け～	4	7	9	8	6	6	40
5	アンジェリカ保育園中目黒園	■	上目黒2-44-23	3794-0673	57日目～	6	8	8	7	6	5	40
6	たけのこ保育園	■	自由が丘1-3-17	3717-2936	57日目～	6	6	7	7	6	6	38
7	共同保育所コロちゃんの家		目黒本町3-12-15	3713-1642	43日目～	9	10	10	-	-	-	29
8	ニコニコ保育園		中町1-39-7-1F.2F	3710-3642	43日目～	9	12	10	-	-	-	31
9	マグハウス都立大学	■	中根2-11-4-1F	5731-9985	57日目～	7	10	10	5	1	1	34
■ 案分した定員を表示していますが、定員は4歳児クラス及び5歳児クラスの合計です。												

※定員数等は変動する可能性があります。詳細は各園にお問い合わせください。

(2) 区外の認証保育所やその他都内の認可外保育施設

東京都福祉局ホームページをご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

(児童相談所設置区に所在する認可外保育施設に関しては、各区のホームページをご覧ください。)

お問い合わせ先一覧

内容	担当	電話 (直通)
保育施設利用の申込み全般	保育課 保育施設利用係 (本館2階)	5722-9868
認可外保育施設等の保育料助成		
緊急一時保育		
一時保育	保育課 保育係 (本館2階)	5722-9865
病後児保育		
保育料(利用者負担額)	保育課 保育施設運営係 (本館2階)	5722-8722
民営化	保育計画課 整備係 (本館6階)	5722-9429
区立幼稚園・認定こども園(教育のみ)	学校運営課 学事係 (本館5階)	5722-9304
私立幼稚園	子ども若者課 子育て支援係 (本館2階)	5722-9892
子どものための諸手当	子ども若者課 児童手当・医療証係 (本館2階)	5722-9864
子どもの医療費助成		
ほ・ねっと ひろば	こども家庭センター 利用者支援係 (別館2階)	5722-9596
ファミリー・サポート・センター	目黒区社会福祉協議会 ファミリーサポートセンター (別館3階)	3714-9047
育児支援サービス (目黒区シルバー人材センター)	目黒区シルバー人材センター 目黒本町分室(南部地区センター)	5721-2593